重要なお知らせ

入札参加有資格者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

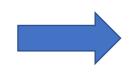
工事請負契約等における「最低制限価格」及び 「調査基準価格」の算定方法の変更について【お知らせ】

令和 4 年 10 月1日以降開札分から、最低制限価格及び調査基準価格(以下「最低制限価格等」という。)における算定方法について、次のように変更されていますので、十分にご留意ください。

○ 最低制限価格等の設定にあたっての無作為係数について (工事請負、業務委託、測量・建設コンサルタント等)

改正前

10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,050 の範囲内 で機械が無作為に選んだ係数 を乗じる



改正後

10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,100 の範囲内 で機械が無作為に選んだ係数 を乗じる

○ 最低制限価格等の上限値について(工事請負、業務委託)

改正前

上限値を予定価格算出基礎額 の 10 分の<u>9.2</u>を乗じて得た 額とする



改正後

上限値を予定価格算出基礎額 の 10 分の<u>9.4</u>を乗じて得た 額とする

【関係規程】

- (1) 工事請負契約に係る最低制限価格設定基準
- (2) 工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領
- (3)業務委託契約に係る最低制限価格設定基準
- (4)業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領
- (5) 測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準
- (6) 測量・建設コンサルタント等に係る低入札価格調査制度運用要領